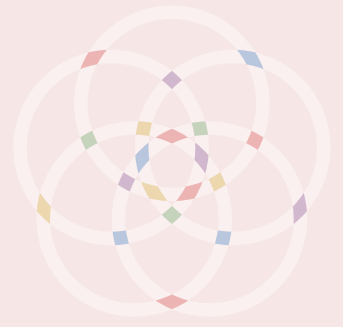
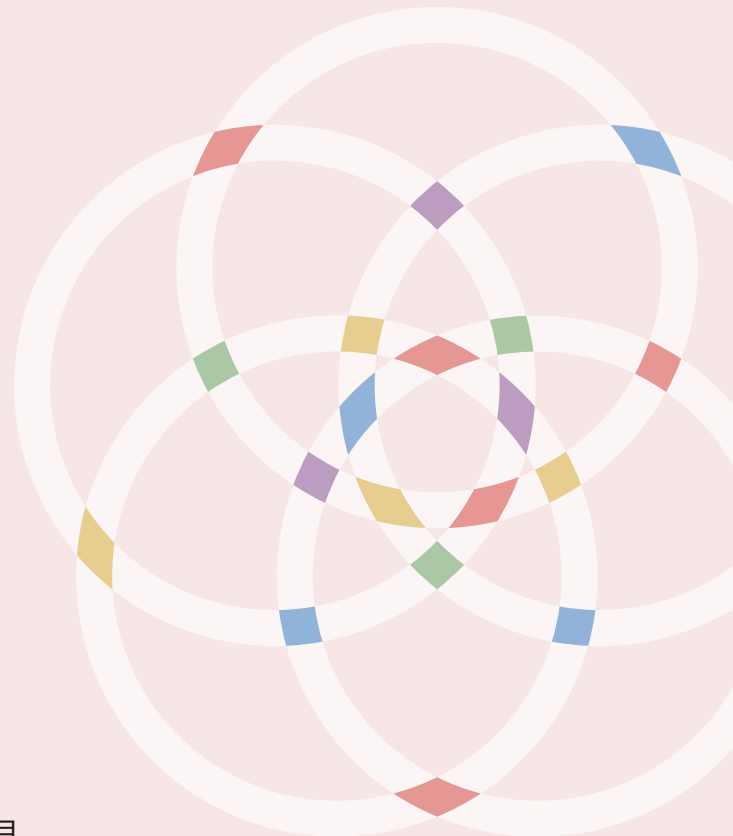




金沢市

中小企業・小規模企業 振興計画



令和8年6月

金 沢 市

はじめに

金沢市長
村山 卓



金沢の経済の礎は、藩政期に培われた工芸・文化やその職人気質を源流とした繊維工業と機械工業を軸とする独自の産業革命が、中小企業・小規模企業の手によって成し遂げられたことにあり、今日の金沢を世界で独特の輝きを放つ個性ある都市へと高めてきた原動力は、この地で中小企業・小規模企業が活躍してきたことにあります。地域に根ざした本市の中小企業・小規模企業は、地域の発展に重要な役割を果たし、欠かすことのできない貴重な財産になっています。

こうした中、本市では中小企業・小規模企業の支援を目的に、令和7年9月「金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定いたしました。

近年、円安や物価高騰に加え、金利上昇、労働力不足への対応など、社会経済情勢の変化が著しく、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。こうした課題の解決に向け、企業を支える人材の育成・確保や労働環境の整備をはじめ、伝統技術の継承、新産業やデジタル技術との融合を通した新しい価値の創出、持続的な発展のための支援体制づくりを進めることで、中小企業・小規模企業が活動しやすい環境を整備していく必要があります。

金沢が更なる飛躍を遂げ、将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするためにも、条例に基づき中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが必要であり、この度、「金沢市中小企業・小規模企業振興計画」を策定しました。

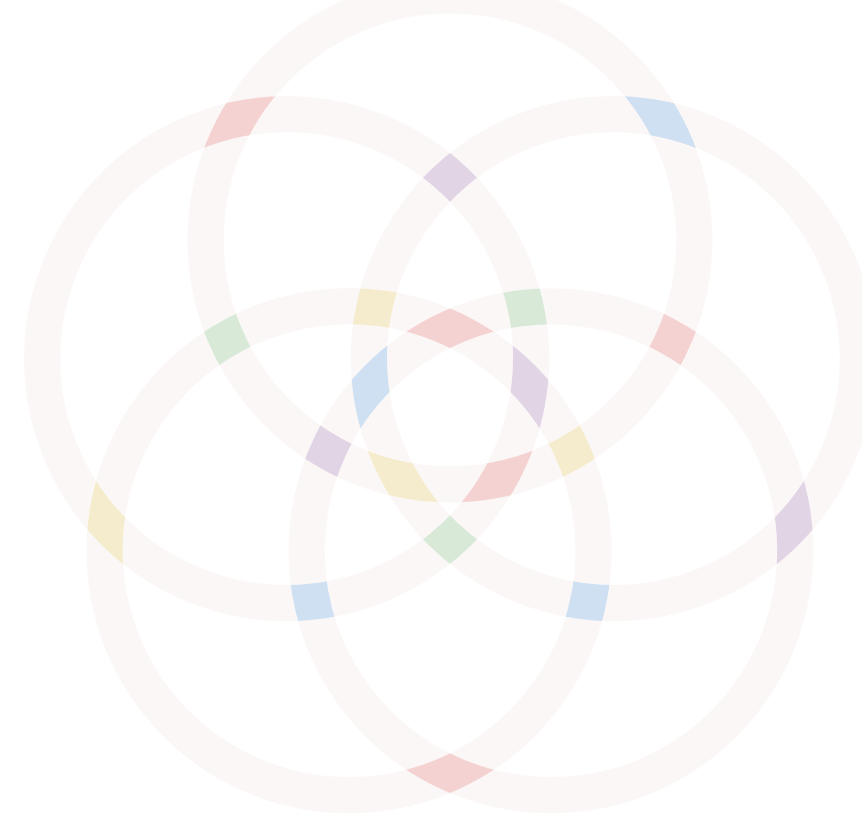
本計画では、めざす姿を「地域資源や人とのつながりを活かし、企業が地域とともに歩むまち金沢」とし、「地域と企業」の魅力を高める人材育成及び労働環境の整備、「伝統と革新」を次代につなぐ新たな価値の創出、「自立と共創」による持続的な支援体制の構築、の3つの柱からなる基本方針と取り組む施策を掲げています。これらに基づき、具体的な施策を着実に推進し、金沢の中小企業・小規模企業の更なる振興・発展を図ってまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見、ご提言を賜りました金沢市中小企業・小規模企業振興会議の委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた関係各位に厚く感謝を申し上げます。

令和8年6月

金沢市

中小企業・小規模企業 振興計画



目次

1 中小企業・小規模企業振興計画について	2
① 計画策定の趣旨	2
② 基本理念	3
③ 中小企業者・小規模企業者の定義	3
④ 計画の位置づけ	4
⑤ 計画期間	4
⑥ 推進体制	5
2 中小企業・小規模企業を取り巻く現状と課題	6
① 全国的な中小企業の動向と課題	6
② 市内中小企業の動向と課題	7
3 計画の基本的な考え方	12
① めざす姿と基本方針	12
② 中小企業・小規模企業振興に向けた取組	13
4 計画の進行管理	16
参考資料	17

1 中小企業・小規模企業振興計画について

1 計画策定の趣旨

本計画は、「金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例」第12条に規定する「中小企業・小規模企業振興計画」として掲げる事項について定めるものとし、中小企業・小規模企業の振興に関する本市施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定します。

[中小企業・小規模企業振興計画の策定（第12条 第2項）]

(1) 中小企業及び小規模企業の振興に関する目標

(2) 中小企業及び小規模企業の振興のための施策に関する事項

-  人材の育成及び確保等
-  経営の革新等の促進
-  創業の促進
-  事業承継の円滑化
-  従業員の福祉の向上
-  販路の開拓等
-  自然災害時における事業継続等
-  中小企業団体等及び企業支援団体の取組の支援
-  小規模企業者への配慮
-  財政上の支援

(3) 前2号に掲げるもののほか中小企業及び小規模企業の振興のために必要な事項

2 基本理念

本市における中小企業・小規模企業の振興について、条例第3条に規定する以下の基本理念に沿って、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

[基本理念（第3条要点）]

- ◆ 中小企業者及び小規模企業者が地域における経済の活性化等に重要な役割を果たしているとの認識の下に、その自主的な努力が助長されること
- ◆ 人材が中小企業及び小規模企業の根幹を支えるものであるとの認識の下に、人材の育成及び確保が図られること
- ◆ 本市固有の地域資源の積極的な活用が重要であると認識すること
- ◆ 中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体などの役割及び市の責務をそれぞれが担い、相互の理解と連携の下に、協働して行われること
- ◆ 小規模企業者の活力が最大限に発揮されるように行われること

3 中小企業者・小規模企業者の定義

本計画における中小企業者・小規模企業者の定義を以下に示します。

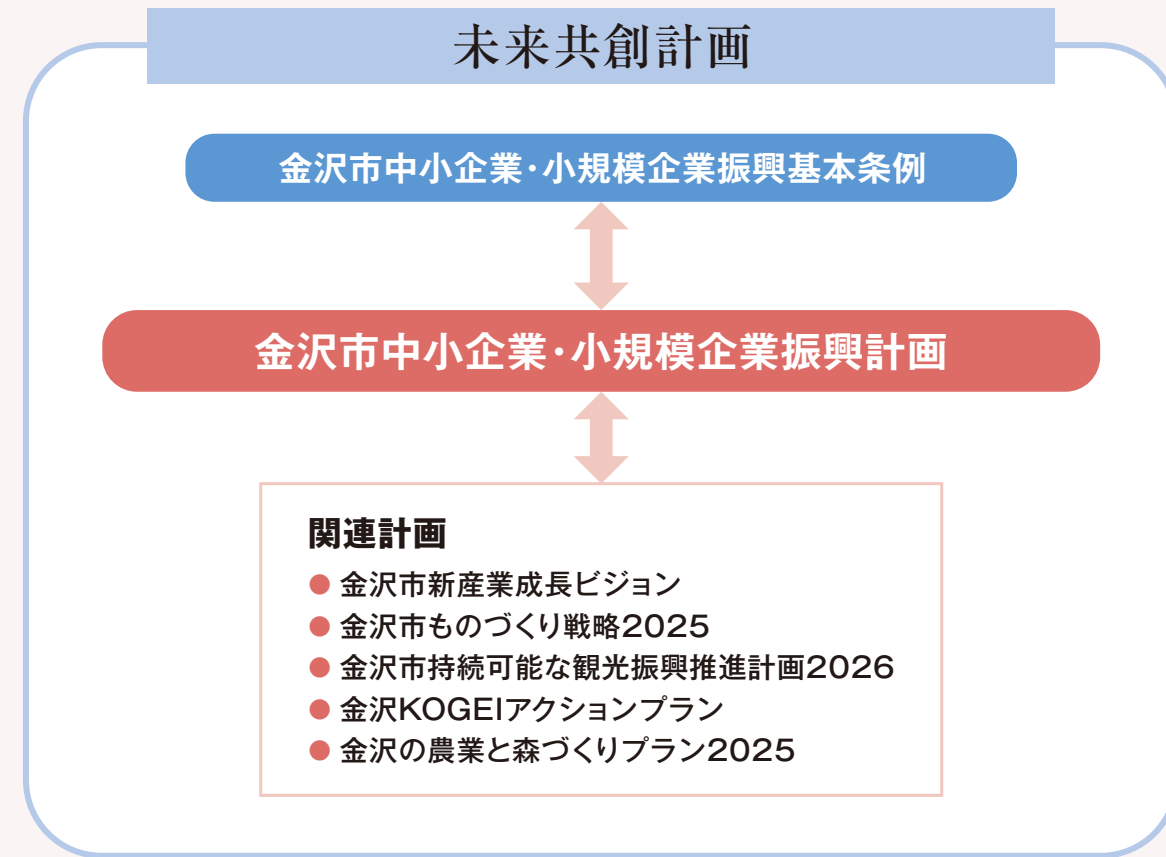
[中小企業者] 中小企業基本法第2条第1項に規定するもの

[小規模企業者] 中小企業基本法第2条第5項に規定するもの

業種分類	中小企業		うち小規模企業
	資本金または従業員数		従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「未来共創計画（令和6年2月策定、令和8年6月改訂）」に基づく中小企業・小規模企業の振興計画として位置づけ、産業分野の関連計画との整合を図ります。



5 計画期間

令和8(2026)年度策定後から令和17(2035)年度末まで

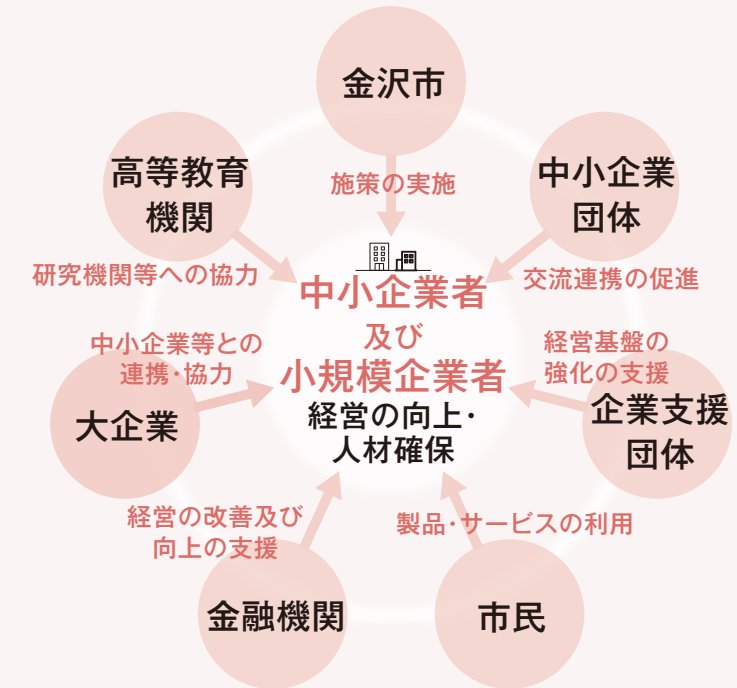
社会経済情勢の変化等に対応するため、策定後5年を目途に見直しを実施します。



6 推進体制

本計画の推進にあたっては、「金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、各主体がそれぞれの責務・役割を果たしつつ、市内の中小企業・小規模企業及び中小企業団体、企業支援団体、大企業、高等教育機関、金融機関、市民その他関係機関と計画が目指す方向性を共有し、連携・協力しながら、効果的に中小企業の振興に取り組んでいきます。

[推進体制]



[役割・責務（第4条～第11条）]

各主体	役割
中小企業者及び小規模企業者	- 自主的な経営の向上及び改善 - 地域社会の維持及び発展への寄与
中小企業団体等	- 中小企業団体の活動の活性化 - 構成員同士の交流及び連携の促進等
企業支援団体	中小企業者及び小規模企業者の取組の積極的な支援
大企業者	振興の重要性の理解と施策への協力
金融機関	- 中小企業者及び小規模企業者の取組の支援 - 企業支援団体が行う中小企業者及び小規模企業者の支援に協力
高等教育機関	- 中小企業及び小規模企業を担う人材の育成 - 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新への協力
市民	振興の重要性の理解
金沢市	- 総合的かつ計画的な施策の策定及び実施 - 施策への関係者の意見の反映及び理解の促進 - 相互の連携のための総合的な調整

2 中小企業・小規模企業を取り巻く現状と課題

1 全国的な中小企業の動向と課題

全国の中小企業は、円安や物価高、30年ぶりの金利上昇、構造的な人手不足など、極めて厳しい経営環境に直面しています。近年は高水準の賃上げが実現している一方、中小企業では賃上げ余力が乏しく、大企業との格差が広がっています。従来の経営モデルからの脱却が求められる中、全国的な動向と今取り組むべき重点課題を以下の通りまとめました。

経済環境の変化と収益圧迫

円安・物価高の継続や30年ぶりの金利上昇は、輸出より輸入比率が高く、借入金依存度も高い中小企業・小規模事業者にとって、利益下押しのリスクとなっています。

賃上げと格差の拡大

大企業との賃金格差が拡大しています。労働分配率※は8割近くに達しており、さらなる賃上げ余力も厳しい状況です。

※労働分配率…企業が生み出した付加価値のうち、人件費に充てられた割合

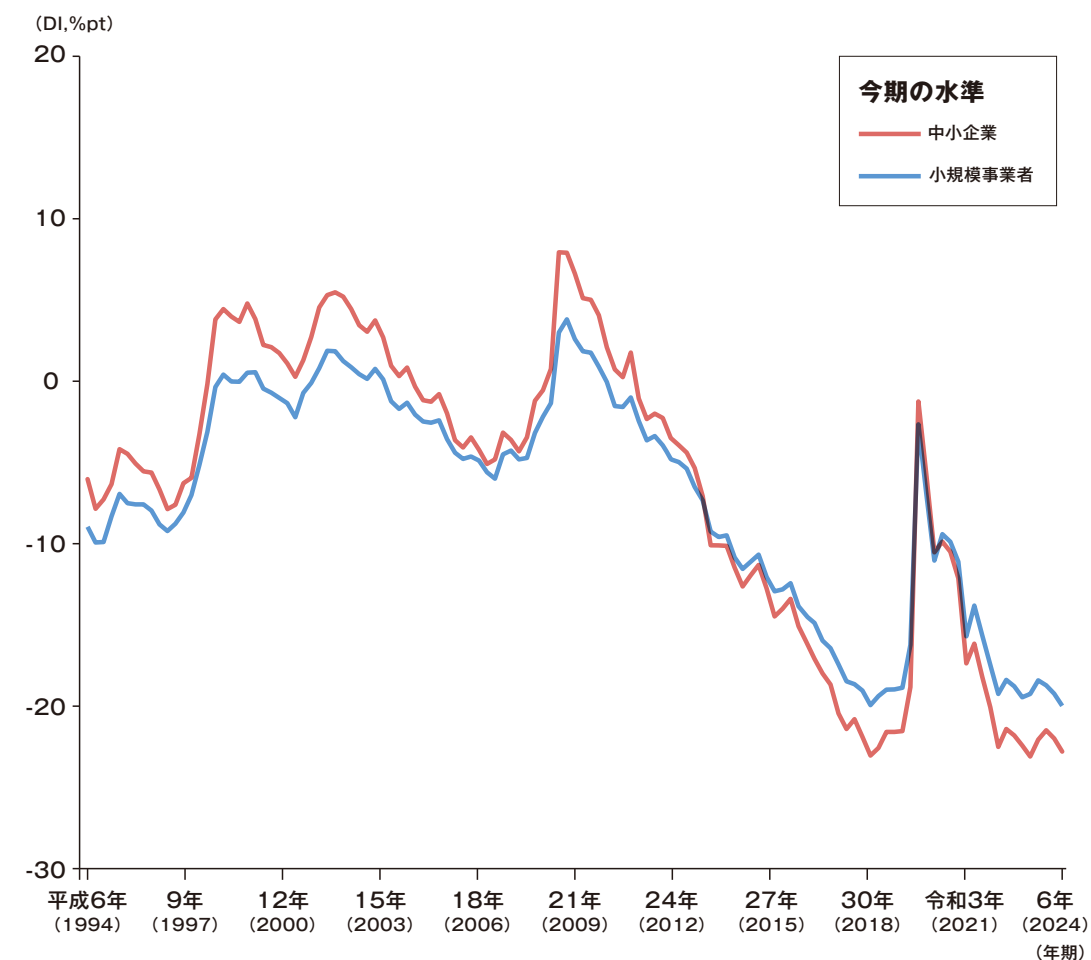
人手不足と生産性向上の必要性

ほとんどの業種で深刻な人手不足にあり、業績改善なき賃上げも増えており、コストカット戦略は限界を迎えています。営業利益の向上による賃上げ余力の創出が必要です。そのため、積極的な設備投資・デジタル化と、適切な価格設定・価格転嫁の推進により、労働生産性を高めていくことが重要です。

倒産・休廃業と事業承継

倒産・休廃業は足下で増加しています。後継者不在率は減少傾向にありますが、経営者年齢は依然高い水準で推移しており、事業承継に向けた取組が必要です。

[従業員数過不足DIの推移(企業規模別)]



(注)従業員数過不足DIは、従業員数の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

資料:中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(各年1～3月期)を基に金沢市作成

2 市内中小企業の動向と課題

金沢市の中小企業・小規模企業は、地域経済を支える中心的な存在であり、商業・サービスをはじめ多様な産業で構成されています。伝統産業から観光関連産業まで幅広い分野に企業が分布しており、地域の雇用と産業基盤を支える役割を担っています。

(1) 市内事業者の動向

経済センサス調査によると、金沢市内の事業所数は24,881事業所[令和3(2021)年調査]であり、平成26(2014)年調査の26,918事業所から減少傾向にあります。

産業構造では、第3次産業(卸売・小売業、サービス業等)が20,874事業所と全体の約8割以上を占めています。

商業(卸売・小売業)に限定したデータでは、平成11(1999)年の8,568事業所をピークに減少が続いており、最新調査では5,293事業所となっています。

[産業大分類別事業所数・従業者数]

調査日		平成26年7月1日 (2014)		平成28年6月1日 (2016)		令和3年6月1日 (2021)	
項目名		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数		26,918	251,036	26,268	251,418	24,881	251,596
第1次産業計		76	567	68	505	172	1,534
	A1 農業	54	409	49	383	65	623
	A2 林業	10	88	8	46	7	47
	B 漁業	12	70	11	76	14	97
	A~B 農林漁業間格付不能	—	—	—	—	86	767
第2次産業計		4,444	42,600	4,244	42,026	3,921	43,505
	C 鉱業・採石業・砂利採取業	7	37	6	39	7	40
	D 建設業	2,421	18,908	2,327	18,396	2,237	18,968
	E 製造業	2,016	23,655	1,911	23,591	1,677	24,497
第3次産業計		22,398	207,869	21,956	208,887	20,874	206,376
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	11	582	10	608	27	948
	G 情報通信業	383	8,092	374	8,729	407	9,079
	H 運輸業・郵便業	613	13,313	609	14,403	559	12,903
	I 卸売業・小売業	7,078	55,851	6,928	56,300	6,356	55,848
	J 金融業・保険業	591	8,243	572	8,702	565	8,241
	K 不動産業・物品賃貸業	1,916	6,714	1,779	6,521	1,815	6,958
	L 学術研究・専門・技術サービス業	1,318	7,457	1,283	7,151	1,392	8,184
	M 宿泊業・飲食サービス業	3,568	27,063	3,532	27,239	3,049	23,581
	N 生活関連サービス業・娯楽業	2,091	10,477	2,066	10,157	1,877	9,270
	O 教育・学習支援業	971	10,159	954	9,456	918	10,239
	P 医療・福祉	1,653	31,677	1,687	32,004	1,791	33,324
	Q 複合サービス事業	121	2,561	114	1,407	112	1,307
	R その他のサービス業	2,084	25,680	2,048	26,210	2,006	27,442

資料:令和7年度金沢市統計書(基礎データ:経済センサス)

[商業(卸売・小売業)事業所数・従業者数・年間商品販売額]

調査期日		平成11年 (1999) 7月1日現在	平成14年 (2002) 6月1日現在	平成16年 (2004) 6月1日現在	平成19年 (2007) 6月1日現在	平成26年 (2014) 7月1日現在	平成28年 (2016) 6月1日現在	令和3年 (2023) 6月1日現在
事業所数	総 数	8,568	7,802	7,699	7,122	4,978	5,502	5,293
	卸売業	2,905	2,539	2,647	2,335	1,731	1,980	1,928
	小売業	5,663	5,263	5,052	4,787	3,247	3,522	3,365
従業者数	総 数	64,557	59,501	57,262	53,931	40,701	45,948	46,454
	卸売業	31,007	26,886	25,408	23,091	17,308	19,938	20,106
	小売業	33,550	32,615	31,854	30,840	23,393	26,010	26,348
年間商品販売額 (単位:百万円)	総 数	3,702,529	2,935,266	2,938,766	2,786,901	2,262,818	2,666,298	2,444,537
	卸売業	3,067,802	2,345,598	2,347,918	2,180,953	1,748,164	2,073,154	1,919,475
	小売業	634,727	589,669	590,848	605,948	514,654	593,144	525,062

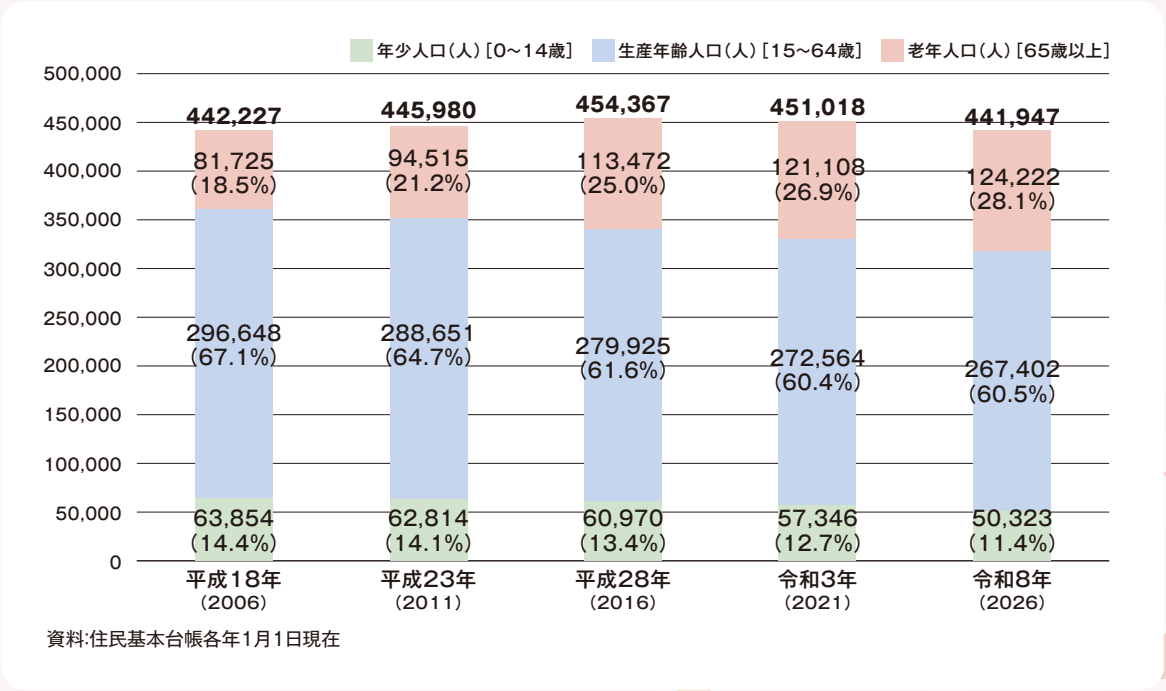
(注)年間商品販売額等の商業項目が把握できた事業所のみを対象として集計

資料:令和7年度金沢市統計書(基礎データ:商業統計調査・経済センサス)

(2) 企業を取り巻く環境

市内の生産年齢人口(15~64歳)は総人口の60.5%まで低下しており、少子高齢化に伴う働く世代の減少が、事業継続における潜在的なリスクとなっています。

[年齢別人口の推移]



(3) 市内中小企業の課題

事業所数の減少や生産年齢人口の縮小が進む中、市内の中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しています。令和7(2025)年1月に実施したアンケート調査の結果や労働市場の動向から、以下の課題が浮き彫りとなっています。

◆ 人材問題が最大の課題 ～人材不足と高齢化による技術継承不安～

市内企業では、人材の確保・育成が最重要課題となっています。特に小規模企業では採用競争力が弱く、慢性的な人手不足が続いています。従業員の高齢化が進む中で、技術やノウハウの継承が進まないことが、事業継続に直接影響する状況です。

◆ 事業継続への不安 ～後継者不足と事業存続リスク～

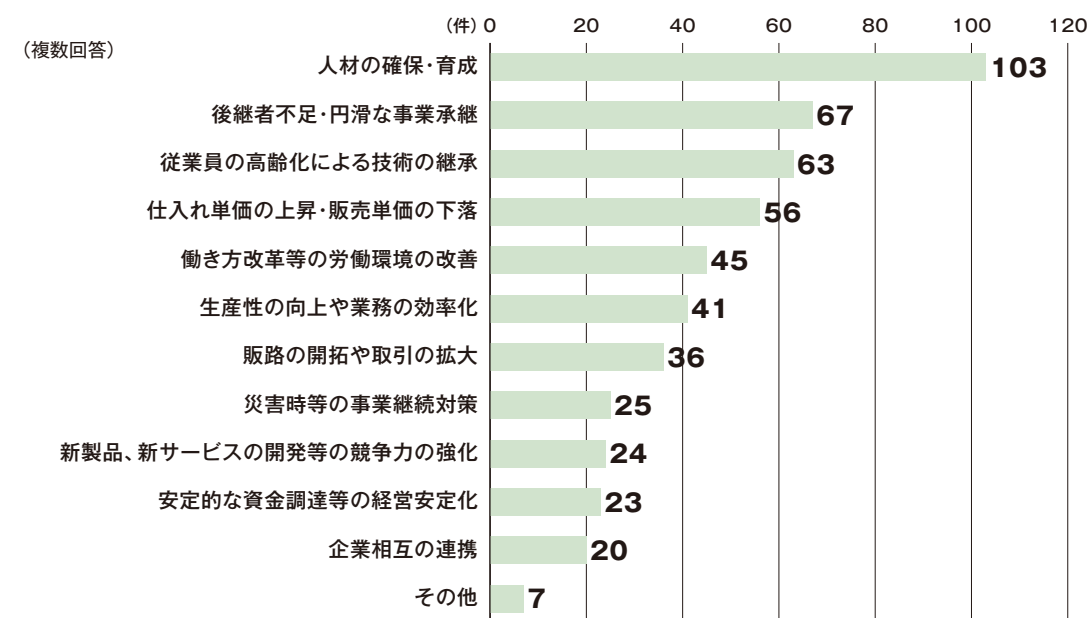
後継者不足は、事業の存続に直結する課題です。経営者の高齢化が進む一方で、後継者候補が見つからず、事業承継が円滑に進まない中小企業が増えています。技術継承の遅れや人材不足と相まって、地域産業の持続性が危ぶまれています。

◆ 経営環境の厳しさ ～収益圧迫と事業基盤の脆弱化～

物価高騰や仕入単価の上昇、企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。特に小規模企業では、原材料費の上昇を価格転嫁できず、収益確保が難しい状況です。人材不足や若者層の確保といった課題と複合し、事業基盤の脆弱化が進んでいます。

[市内事業者の抱える課題]

- 「人材の確保・育成」(103) が最も多く中小企業の最重要課題となっている。
- 「後継者不足」(67)、「技術継承」(63) が上位に並び、企業の存続そのものが危ぶまれる状況である。
- 「仕入れ単価上昇・販売単価下落」(56) により、収益確保が困難になっている。

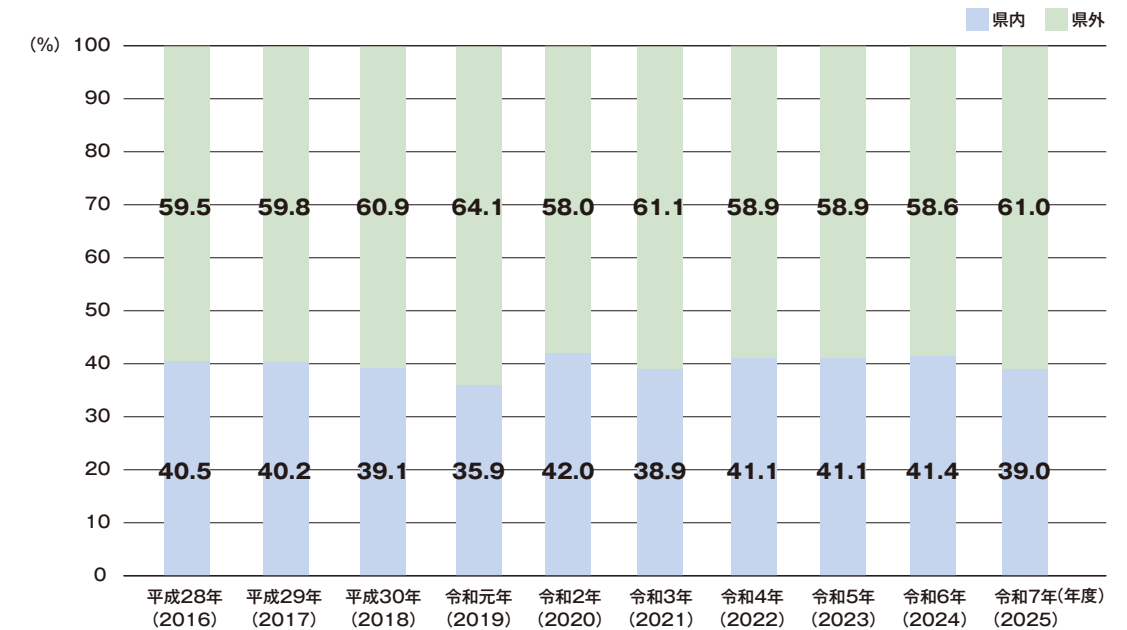


調査対象:市内中小企業等が加盟している中小企業団体回答数:138件
資料:中小企業等の振興に関するアンケート結果(令和7年1月)

[石川県内の学生と石川県出身の県外大学生の就職先]

- 大学生は6割前後が県外就職となっており、専門性を持つ若年層の県内定着が進まず、人材不足の一因となっている。

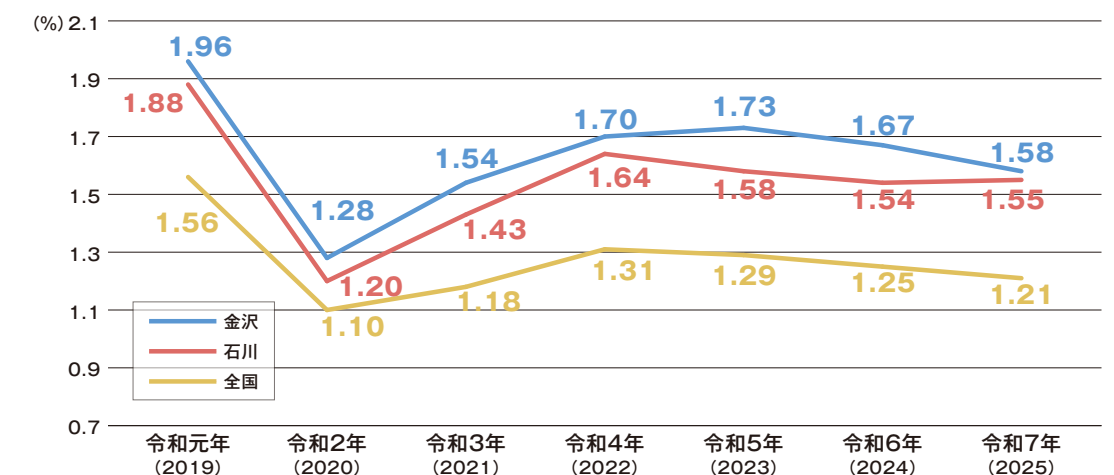
大学生の内定先



資料:石川県労働局「新規大学等卒業者の就職内定状況」各年3月卒業

[金沢管内有効求人倍率の推移]

- 令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけてコロナ禍の影響により全ての地域で大幅に低下している。
- 金沢は1.96から1.28と急落、コロナ禍による経済活動の停滞が顕著に表れている。
- 令和3(2021)年度以降、回復傾向を見せ、金沢では令和5(2023)年度に1.73まで上昇。
- 金沢は全国や石川県全体を上回る高い状態で維持している。



(注) 金沢はハローワーク金沢管内
資料:金沢公共職業安定所「最近の雇用失業情勢」(令和元年度-令和7年度)

3 計画の基本的な考え方

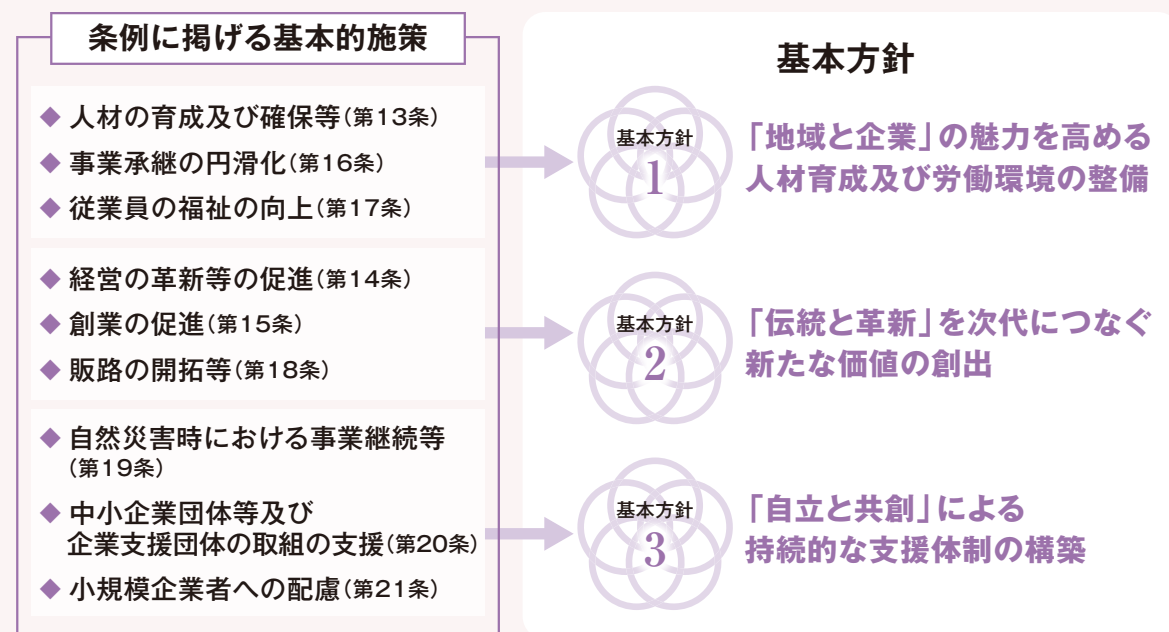
1 めざす姿と基本方針

本市における中小企業・小規模企業を取り巻く環境や課題を踏まえ、条例第3条に規定する基本理念の実現に向けて、企業と地域がともに未来を築くまちづくりを推進し、地域経済の担い手である中小企業・小規模企業が、地域社会とともに持続的に成長していくため、金沢の歴史や文化に根ざした多様な中小企業が、時代の変化に柔軟に対応しながら、地域資源や人とのつながりを活かして新たな価値を創出していくことを目指します。

伝統工芸を含む製造業、小売・サービス業、観光産業、情報通信業など、地域の暮らしや課題に寄り添いながら営まれてきた多様な企業の歩みと挑戦を尊重し、企業が地域と共に育み合う環境づくりを進めていきます。

… めざす姿(目標) …

地域資源や人とのつながりを活かし、
企業が地域とともに歩むまち金沢



2 中小企業・小規模企業振興に向けた取組



「地域と企業」の魅力を高める人材育成及び労働環境の整備

金沢の中小企業・小規模企業は就業機会の創出に加え、住民とともにまちづくりにも参画することで地域社会の活性化にも貢献してきました。企業を支える人材の育成・確保や労働環境の整備が重要です。

人材の育成及び確保等(第13条)

- ◆ 人材の確保と多様な人材の活躍促進
- ◆ 若年期からの産業人材育成
- ◆ リスキリング・起業家教育の推進

事業承継の円滑化(第16条)

- ◆ 経営者と後継者に対する事業承継への意識啓発
- ◆ 地域ネットワーク形成による連携の強化

従業員の福祉の向上(第17条)

- ◆ 働き方改革に即した労働環境の改善
- ◆ 多様な人材が活躍できる職場環境の整備

具体的な施策

- 企業説明会を工業高等学校で開催
- 短時間勤務労働者の就職相談出張窓口を開設
- 次世代デジタルクリエイターを育成
- 科学技術分野の国際大会等への出場者を激励
- 若手料理人を育成する研修活動等に助成
- 子どもが和菓子のつくり方や文化を学ぶ講座を開催
- 大学生の観光通訳ガイドを養成する研修会を開催
- 奨学金の返還支援を行う企業への助成
- 首都圏学生のUJIターン就活を支援
- 大学等と企業との情報交換会の開催
- 次世代のデジタル人材の育成推進
- 離職者の再雇用とリスキリングを支援
- 円滑な事業承継に向け専門家の活用を支援
- 希少伝統工芸の技術保存等の方策を調査
- 質の高いものづくり人材の育成
- 希少伝統産業の後継者を育成する専門塾を開催
- 働きたい女性の職場復帰に向け職場見学等を開催
- 賃金引上げのための奨励金を交付
- 男性労働者の育児休業取得に取り組む企業を支援
- 女性が働きやすい職場環境の整備を支援
- スマートワークの導入を支援



若年期からの産業人材育成



働き方改革に即した労働環境の改善



「伝統と革新」を次代につなぐ新たな価値の創出

金沢の産業は、藩政期に培われた工芸・文化を源流とし、繊維工業や機械工業を中心に独自の発展を遂げてきました。伝統技術の継承はもとより、新産業やデジタル技術との融合を図り、新しい価値を創出していく必要があります。

経営の革新等の促進(第14条)

- ◆ デジタル技術導入による生産性向上
- ◆ 最先端技術の活用による経営改善及び商品開発の促進

創業の促進(第15条)

- ◆ 起業家支援制度の充実による挑戦しやすい環境整備
- ◆ 若者・女性のスタートアップ支援

販路の開拓等(第18条)

- ◆ 地域資源や金沢のブランド力を活かした情報発信の強化
- ◆ 金沢の魅力を活かした国内外への販路の開拓

具体的な施策

- デジタル技術を活用した企業の社会実装を支援
- 国内特許等の取得を支援
- 新製品開発や既存製品改良の研究開発費を助成
- 先端設備の導入促進を支援
- 優秀な新製品を金沢かがやきブランドとして認定
- 業務効率化や生産性向上につながるAI・DXの導入等を支援
- 金沢未来のまち創造館における起業支援を強化
- 女性のスタートアップを支援する講座を開設
- 若者や女性の起業を促進するための利子補給等を実施
- スタートアップや新ビジネスの創出を支援
- 子どもの独創力を育成
- 技術伝承や新たな調理法の開発など食の価値創造
- 次世代を対象とした起業体験プログラムを実施
- 地域に密着したビジネスを起業する若者を支援
- 市場調査から輸出まで切れ目なく海外販路開拓を支援
- AIを活用し金沢市デジタル工芸展から作品を提案
- 首都圏での工芸アート市場を開拓
- 金沢かがやきブランドの首都圏での情報発信を強化
- 企業間の連携による新製品開発や販路開拓を支援



デジタル技術導入による生産性向上



金沢の魅力を活かした国内外への販路の開拓



「自立と共創」による持続的な支援体制の構築

中小企業・小規模企業は、それぞれの地域や分野で組織を形成し、これらが有機的に結び付くことで相乗効果を生み出し、金沢の魅力を培ってきました。中小企業・小規模企業がこの先も持続的な発展をしていくため、自立と共創ができる体制づくりが必要です。

自然災害時における事業継続等(第19条)

- ◆ 災害対応力の強化とBCP(事業継続計画)策定の促進

中小企業団体等及び企業支援団体の取組の支援(第20条)

- ◆ 中小企業団体等の組織力の強化
- ◆ コミュニティの核となる商店街のにぎわい創出

小規模企業者への配慮(第21条)

- ◆ 経営資源の確保に向けた支援の充実

具体的な施策

- 浸水被害を防止する支援制度に止水板等の購入費を追加
- 建設事務ディレクターの育成を支援
- 必要な事業資金を低利で融通
- かなざわコミュニティ防災士を計画的に育成
- 商店街の活性化に向けた取組を支援
- 商店街の街路灯等共同施設の設置に対し支援
- 中心商店街の夜間の営業時間延長キャンペーンを実施
- 中心商店街でまちなか夜市を開催
- 中心商店街での夜間集客イベントを開催
- 中心商店街の学生アルバイト等の夜間の移動手段を確保
- 中心商店街の公共空間の利用を促進
- 商店街の次世代リーダーを育成
- 商店街が実施する交流イベント等を支援
- 起業・金融相談員等を配置した総合応援窓口を運営
- 企業支援団体が行う中小企業の経営改善を支援
- 卸売業団体が実施する人材育成等を支援
- 小規模企業者への支援を拡充



コミュニティの核となる商店街のにぎわい創出



中小企業団体等の組織力の強化

4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、「金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、各主体がそれぞれの役割・責務を果たしつつ、連携・協力しながら、効果的に中小企業・小規模企業の振興に取り組んでいきます。

また、具体的な施策の実施にあたっては、市内中小企業関係団体、金融機関、学識経験者等で構成する「**金沢市中小企業・小規模企業振興会議**」により検討を行い、提言を受けることとします。

計画の進行管理・検証にあたっては、「めざす姿(目標)」の実現に向けた各取組状況や成果を具体的に評価し、事業効果の把握と成果の検証を行うとともに、効果的な実施方法や内容の見直し・改善を図りながら取り組みます。

[モニタリング指標]

【基本方針1】指標	基準	目標
奨学金返還支援企業登録数(累計)	15社	50社
新規大学卒業者の県内企業就職内定率	41%※1	45%
事業承継に寄与する取組の支援件数(累計)	—	25件
はたらく人にやさしい事業所表彰企業数(累計)	84社	150社

※1 令和7年3月卒業者

【基本方針2】指標	基準	目標
新製品開発・改良に対する支援件数(累計)	151社	200社
創業支援事業計画に基づき支援した創業者数(累計)	1,234件※2	2,400件
かがやきブランド認定件数	168件	200件
金沢クラフトインデックス登録件数(累計)	274件※2	335件

※2 令和6年度時点

【基本方針3】指標	基準	目標
事業継続力強化計画認定事業者数(累計)	167社	580社
商店街の来街者数	86,772人※3	91,000人
商店街と学生との連携割合	68%	90%
各支援制度における小規模企業者利用件数(累計)	—	100件

※3 令和7年10月休日平均

参考資料

[金沢市中小企業・小規模企業振興計画策定の経緯]

開催・実施期間	検討経緯
令和7(2025)年 11月26日	第1回金沢市中小企業・小規模企業振興会議
令和8(2026)年 1月29日	第2回金沢市中小企業・小規模企業振興会議
令和8(2026)年 3月4日～4月3日	パブリックコメントの実施
令和8(2026)年 5月21日	第3回金沢市中小企業・小規模企業振興会議

[金沢市中小企業・小規模企業振興会議 委員名簿]

委員13名

分野	所属	役職	氏名
学識経験者	金沢学院大学経済学部	教授	座長 豊田 欣吾
	金沢大学人間社会研究域 経済学経営学科	准教授	張 婧
企業支援団体	金沢商工会議所	常務理事	高田 成智 (西田 哲次)
	森本商工会	理事	的場 昭浩
	石川県中小企業団体中央会	専務理事	横川 浩三
中小企業団体等	(一社)石川県鉄工機電協会	常任理事	石野 晴紀
	金沢市工業団地連絡協議会	副会長	村木 峰子
	石川県中小企業家同友会	特別理事	橋本 昌子
	金沢市商店街連盟	会長	中島 祥博
	(協)金沢問屋センター	専務理事	川崎 真人
大企業者	澁谷工業(株)	総務部部長代理	高橋 直人
金融機関	日本政策金融公庫 金沢支店	中小企業事業 事業統括	平塚 雅弘
	(株)北國銀行	執行役員法人部長	中野 隆史

(注)敬称略・順不同、括弧書きは前任の委員、令和8年6月現在。

金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例 令和7年9月22日 条例第39号

金沢の経済の礎は、藩政期に培われた工芸・文化やその職人気質を源流とした繊維工業と機械工業を軸とする独自の産業革命が、私たちのまちの中小企業及び小規模企業の手によって成し遂げられたことにある。これら先達の成功は、文化と経済の連環を生むとともに、伝統と革新の精神を多様な中小企業及び小規模企業に根付かせた。今日の金沢を世界で独特の輝きを放つ個性ある都市へと高めてきた原動力は、この地で中小企業及び小規模企業が活躍してきたことにある。

また、中小企業及び小規模企業が、それぞれの地域や分野で進んで組織を形成し、これらが有機的に結び付くことで、相乗効果を生み出し、金沢の魅力を培ってきた。とりわけ商店街は、共存しながら互いに刺激し合い、それぞれがコミュニティを形成する核となっており、地域住民に質の高い豊かな暮らしを提供するとともに、交流によるにぎわいを創出している。

さらに、中小企業及び小規模企業は、就業の機会を創出することで人々の働く意欲を満たすだけでなく、住民とともにまちづくりにも参画することで地域社会の活性化に貢献するなど重要な役割を果たしている。

このように地域の生活基盤の形成に加え、伝統に絶えず革新の息吹を吹き込むことにより、新しい価値を創造しながら文化をも磨き高めてきた中小企業及び小規模企業は、金沢に欠かすことのできない貴重な財産である。

ここに、私たちは、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を積極的に推進することにより、金沢が更なる飛躍を遂げ、将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における中小企業及び小規模企業の振興について、基本理念を定め、並びに中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体、大企業者、金融機関、高等教育機関並びに市民の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154

号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(3) 中小企業団体等 次に掲げる団体をいう。

ア 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体その他これに類する団体で市長が認めるもの

イ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他これらに類する団体で市長が認めるもの

(4) 企業支援団体 商工会議所、商工会及び商工会連合会をいう。

(5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者をいう。

(6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融に関する業務を行う機関をいう。

(7) 高等教育機関 大学、高等専門学校その他の高等教育を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者が創意工夫を発揮して、又は地域の特色を生かして事業活動を行うことを通じ、地域における経済の活性化のみならず、まちの個性の継承に重要な役割を果たしているとの認識の下に、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力が助長されることを基本として行われなければならない。

2 中小企業及び小規模企業の振興は、人材が中小企業及び小規模企業の根幹を支えるものであるとの認識の下に、多様な分野において事業活動を行う中小企業者及び小規模企業者が必要とする人材の育成及び確保が図られるように行われなければならない。

3 中小企業及び小規模企業の振興は、本市固有の自然、歴史、文化等の土壌、ものづくり(金沢市ものづくり基本条例(平成21年条例第2号)第2条第1号に規定するものづくりをいう。)に係る知識、高度な技術又は技能等、ものづくり産業(同条第2号に規定するものづくり産業をいう。)及び高等教育機関の集積その他の本市の特色ある地域資源(以下単に「地域資源」という。)の活用が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

4 中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体、大企業者、金融機関、高等教育機関並びに市民の役割並びに市の責務をそれぞれが担うとともに、相互の理解と連携の下に、

協働して行われなければならない。

5 小規模企業の振興は、小規模企業者が地域に根ざした事業活動を行うことを通じて、それぞれの地域における経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与し、ひいては将来における本市の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、小規模企業者の活力が最大限に発揮されるように行われなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第4条 中小企業者及び小規模企業者は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、絶えず経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)に努めるとともに、経済的社会的環境の変化に即応して、経営の向上及び改善に努めなければならない。

2 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念ののっとり、地域における自らの社会的責任を認識し、その事業活動を行うに当たっては、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めなければならない。

(中小企業団体等の役割)

第5条 中小企業団体等は、基本理念ののっとり、中小企業者及び小規模企業者の公正な経済活動の機会の充実のため、当該中小企業団体等への加入を積極的に促進し、活動の活性化に努めるものとする。

2 中小企業団体等は、基本理念ののっとり、中小企業者及び小規模企業者が相互にその経営資源(法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。)を補完することに資するよう、構成員同士の交流又は連携の促進に努めるとともに、自らも他の中小企業団体等との交流又は連携に努めるものとする。

3 第2条第3号イに掲げる団体は、基本理念ののっとり、商店街が有する商品を販売し、又はサービスを提供する機能、コミュニティを形成する機能その他の地域住民の豊かな生活を支える機能を維持し、又は充実させるため、中小企業者及び小規模企業者と地域住民とのつながりを強化する取組の実施に努めるものとする。

(企業支援団体の役割)

第6条 企業支援団体は、基本理念ののっとり、中小企業者及び小規模企業者が行う経営の向上及び改善のための取組を積極的に支援するよう努めるとともに、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念ののっとり、自らも地域社会の一員であることを認識し、中小企業及び小規模企業の振興の重要性についての理解と関心を深めるよう努めるとともに、本

市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念ののっとり、中小企業者及び小規模企業者が行う経営の向上及び改善のための取組の支援に努めるものとする。

2 金融機関は、基本理念ののっとり、企業支援団体による中小企業者及び小規模企業者への支援に協力するよう努めるとともに、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第9条 高等教育機関は、基本理念ののっとり、その教育活動を通じて、中小企業及び小規模企業の振興の重要性についての学生の理解と関心を深めるよう努めるとともに、中小企業及び小規模企業を担う人材の育成に努めるものとする。

2 高等教育機関は、基本理念ののっとり、中小企業者及び小規模企業者が行う経営の革新のための取組に協力するよう努めるものとする。

3 高等教育機関は、基本理念ののっとり、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、基本理念ののっとり、中小企業及び小規模企業の振興の重要性についての理解と関心を深めるよう努めるとともに、本市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第11条 市は、基本理念ののっとり、中小企業及び小規模企業の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念ののっとり、前項の規定により策定する施策に中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体、大企業者、金融機関、高等教育機関並びに市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、基本理念ののっとり、第1項の施策を策定するに当たっては、国、県その他公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

4 市は、基本理念ののっとり、中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体、大企業者、金融機関、高等教育機関、市民等の相互の連携が図られるよう総合的な調整に努めなければならない。

第2章 中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な施策等

（中小企業・小規模企業振興計画の策定）

第12条 市長は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業及び小規模企業の振興に関する計画（以下「中小企業・小規模企業振興計画」という。）を定めるものとする。

2 中小企業・小規模企業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）中小企業及び小規模企業の振興に関する目標
 - （2）中小企業及び小規模企業の振興のための施策に関する事項
 - （3）前2号に掲げるもののほか中小企業及び小規模企業の振興のために必要な事項
- 3 市長は、中小企業・小規模企業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、中小企業・小規模企業振興計画の変更について準用する。

（人材の育成及び確保等）

第13条 市は、中小企業者及び小規模企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、次代の社会を担う子どもたちをはじめとする市民が中小企業者及び小規模企業者の重要性についての理解と関心を深めることができるよう、その普及啓発に努めるものとする。

（経営の革新等の促進）

第14条 市は、中小企業者及び小規模企業者による経営の革新及び経営資源の確保を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、中小企業者及び小規模企業者により地域資源が有効に活用されるよう配慮しなければならない。

（創業の促進）

第15条 市は、中小企業及び小規模企業の創業を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（事業承継の円滑化）

第16条 市は、中小企業者及び小規模企業者の事業の承継が円滑に行われるために必要な施策を講ずるものとする。

（従業員の福祉の向上）

第17条 市は、中小企業者及び小規模企業者による労働環境の改善その他のこれらの従業員の福祉の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（販路の開拓等）

第18条 市は、中小企業者及び小規模企業者の国内外への販路の開拓及び取引の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

（自然災害時における事業継続等）

第19条 市は、自然災害、金融危機等により経営が悪化し、又は事業活動の継続が困難となった中小企業者及び小規模企業者の経営の改善又は事業活動の継続のために必要な施策を講ずるものとする。

（中小企業団体等及び企業支援団体の取組の支援）

第20条 市は、中小企業団体等及び企業支援団体が行う中小企業及び小規模企業の振興に資する取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（小規模企業者への配慮）

第21条 市は、この章に規定する施策等の実施に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、必要な配慮をするものとする。

（財政上の支援）

第22条 市長は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

第3章 雑則

（委任）

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市中小企業・小規模企業振興計画

金沢市 経済局 商工労働課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2193 FAX 076-260-7191
E-mail syoukou@city.kanazawa.lg.jp

